

10月から変わった「年収の壁」支援制度

最大 50 万円
の助成

損をしないための社会保険対策セミナー

会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、扶養者として、社会保険料の負担が発生しません。しかし、収入が増加して一定の収入基準（106万・130万）を超えると、扶養から外れて社会保険料の負担が発生するため、働く時間を制限することなどの課題が発生しています。

本セミナーではこの課題に対する政策として10月20日から始まった国の政策と助成金等について説明します。

講座内容

- 社会保険の制度説明
被保険者、扶養者の要件について
- 年収の壁とは（103万、106万、130万、150万）
年収106万の壁対応 **キャリアアップ助成金**
年収130万の壁対応
- 今後起こりうる問題とその対応策について

※制度内容については裏面をご覧ください

講師紹介



垣内 幸二 氏

垣内社会保険労務士事務所代表
社会保険労務士

2016年4月に「垣内社会保険労務士事務所」を開業、その傍ら非常勤職員として労働基準監督署で労災保険業務や労働相談業務に従事。

ぎふ働き方改革推進支援センターの専門家として、セミナー講師や個別相談業務などの活動の他、中津川市中小企業支援センターの専門家としても活躍中。

多様化する働きの中で、就業規則の整備や労務管理などの対応に企業が苦慮する中、親身になってのアドバイスに定評がある。

開催日時

令和6年 1月17日(水) 13:30~15:30

会場

中津川商工会議所 3階会議室(中津川市かやの木町1-20)

定員

30名(先着)

受講料

無料

申込用QRコード

申込

申込期日は、参加日の4日前までに FAX または右記 QRコードよりお申込みください。

主催

中津川市中小企業支援センター TEL: 65-2154 FAX: 65-2157



切り取らずにこのままFAX送信してください

「損をしないための社会保険対策セミナー」申込書

中津川商工会議所 村本 行 FAX: 65-2157

申込日(月 日)

事業所名	TEL
住所	E-mail
参加者名	参加者名

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のみに利用させていただきます。

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

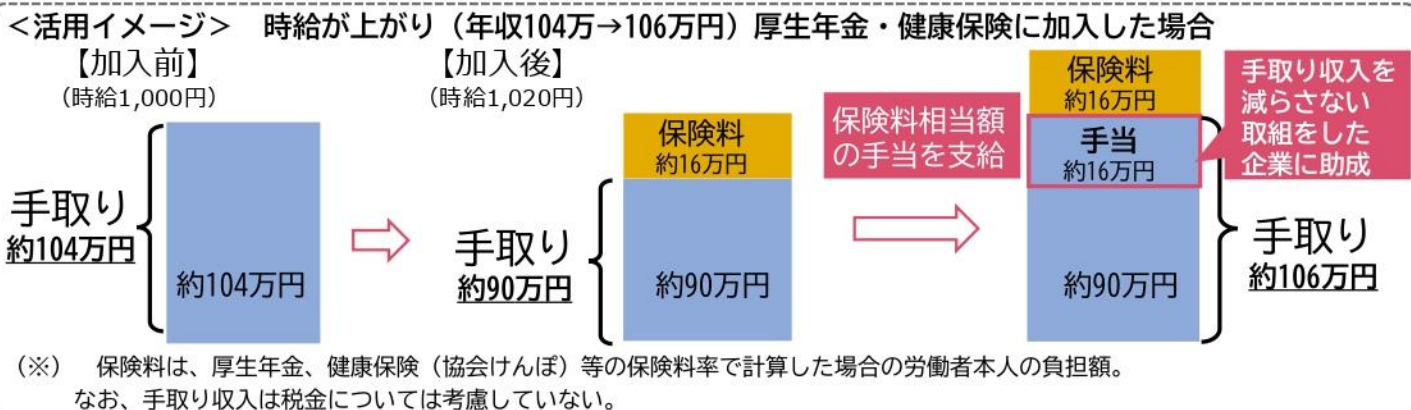
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

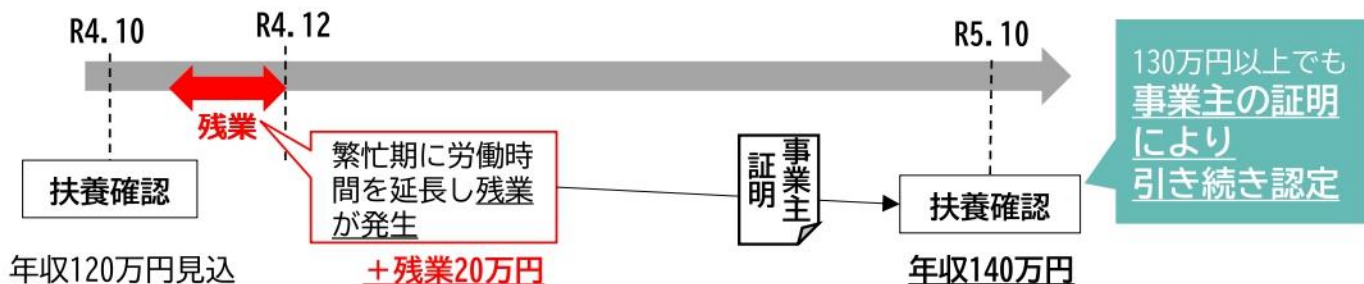
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。